

家畜市場取引情報の収集・分析、提供システムに関する 管理・運用規程

平成24年6月6日付け全肉振発事第53号
一部改正 平成30年4月19日付け全肉振発事第30号

第1条（事業の目的）

家畜市場取引情報の収集・分析、提供システム（以下「本システム」という。）は、独立社団法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の協力を得て提供のあった家畜市場情報及び全国の家畜市場のうち市場開設者の同意を得た家畜市場情報（以下「協力市場」という。）について、一般社団法人全国肉用牛振興基金協会（以下「全国協会」という。）のホームページ上に最新の家畜市場の取引情報として開示し、家畜取引の利便性の向上、家畜市場情報の開示による購買者数拡大への誘導及び子牛購買時の判断材料の提供等を通じて、情報提供体制の強化と家畜市場運営の円滑・適正化を図るものです。

第2条（用語の定義）

本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりです。

（1）協力市場情報

本システムにおいて、協力市場から提供のあった家畜取引に関する情報を指す。

（2）機構情報

本システムにおいて機構から、提供のあった家畜取引に関する情報を指す。

（3）情報利用者

本システムにアクセスして、開示されている情報を利用する肉用子牛購買者等を指す。

（4）情報管理団体

本システムを運営管理する全国協会を指す。

第3条（提供情報内容）

本システムは、協力市場情報としての「翌月開催市場の上場概要」、機構情報としての「家畜市場取引結果（過去3カ年間、当年の月別）」の2種類の情報をデータベース化して提供します。

(1) 翌月開催市場の上場概要に関する情報

- ①家畜市場基本情報
- ②家畜市場開催予定及び開催情報
- ③品種別出場予定頭数
- ④種雄牛別出場予定頭数
- ⑤上場区分別取引実績
- ⑥年間セリ開催予定及び取引実績
- ⑦種雄牛別取引実績
- ⑧供用種雄牛情報
- ⑨併催イベント・トピックス情報

(2) 家畜市場取引結果（過去3カ年間、当年の月別）に関する情報

- ①日齢別取引頭数
- ②日齢別平均体重
- ③日齢別取引平均価格
- ④平均日齢体重
- ⑤1kg当たり単価

第4条（協力市場情報の入力方法）

協力市場情報の入力方法は、以下のとおりとします。

- (1) 協力市場が本システムの専用画面に直接入力する方法
- (2) EXCEL又はPDFファイルでアップロードする方法
- (3) 情報管理団体のHP上に、協力市場が開設しているHPをリンクする方法

第5条（機構情報の入力方法）

- (1) 機構情報の入手方法は、情報管理団体が機構から、機構情報を記録した電磁的記録媒体（CD、フラッシュメモリー、MO等）の提供を定期的に受けるものとします。
- (2) 情報管理団体は、入手した機構情報を本システムにインストールし、過去3カ年間及び当該年の月別情報を家畜市場取引結果として開示します。

第6条（費用の負担）

協力市場が協力市場情報を入力する場合に生じる費用については、協力市場が負担するものとします。

第7条（情報管理団体の管理運用体制）

- （1）情報管理団体は、本システムの適正な管理運用を図るため、情報管理運用責任者を1人置くものとします。
- （2）情報管理運用責任者は、専務理事とします。
- （3）情報管理運用責任者は、本システムに関する規定の管理運用状況の把握・確認、気密性、安全性の確保に関する状況把握・確認等の事務を統括します。
- （4）情報管理運用責任者を補佐するとともに、本システムの適正かつ円滑な管理運用を図るため、情報管理運用担当者を1人置くこととし、情報管理団体の管理部長がこの任に当たることとします。
- （5）情報管理運用担当者は、本システムに関する規定の管理運用状況の把握・確認、気密性、安全性の確保に関する状況把握・確認等の事務を担当します。
- （6）情報管理運用担当者は、入手した機構情報を厳重に管理するとともに、本システムにインストールします。
- （7）情報管理団体の職員は、情報管理運用担当者の指示に従い、本システムの運用の任に当たることとします。
- （8）情報管理運用担当者は、本システムに関する規定の管理運用状況等について、定期的に情報管理運用責任者に報告することとします。

第8条（提供情報の管理）

- （1）本システムに提供のあった協力市場情報及び機構情報の管理情報の管理については、情報管理団体が善良な管理を行うことを旨とし、提供情報の保護に努め、守秘義務及び提供情報の散逸の防止に万全の処置を執ることとします。
- （2）情報管理団体は、協力市場情報及び機構情報を本システムにおけるデータベース化以外の目的に使用しないこと。
- （3）情報管理団体は、協力市場情報及び機構情報について、集計・分析業務等を外部に委託する場合は、提供情報の取扱注意義務、守秘義務等について、契約書に明記し、又は覚書を作成すること。

(4) 情報管理団体は、情報管理団体の役職員が、この規程及び情報管理団体が別に定める職員就業規則に違反した行為を行ったと認められる場合、適切な処置を講じるものとします。

(5) 情報管理団体における協力市場情報及び機構情報の保存期間は、データベース化後5年間とします。

第9条（情報提供の方法）

情報管理団体は、本規程第3条で定める情報を、情報管理団体が開設しているHP上に開示し、情報利用者に提供します。

第10条（情報提供の一時中止等）

(1) 情報管理団体は、コンピューター又は回線等の障害・事故、保守点検、その他止むを得ない事由により、本システムの中断、遅延、又は提供を中止する場合があります。

(2) 情報管理運用担当者は、障害・事故等の発生を知った場合には、速やかに情報管理運用責任者に報告するとともに、その指示に従うものとします。

(3) 情報管理運用責任者は、障害・事故等が発生した場合には、その原因を調査し再発防止策を作成するとともに、再発防止策を実施するために必要な処置を講じるものとします。

第11条（協力市場情報の届出と登録）

(1) 協力市場が協力市場情報を本システムへ提供する場合、本規程を承知の上、別紙様式1号により、情報管理団体に対して届出を行うものとします。

(2) 協力市場の登録は、前項の届出に対して、情報管理団体が受理したときに登録を完了するものとし、完了後、情報管理団体から協力市場に対して、ユーザーIDとパスワードを通知します。

第12条（情報提供の中止）

協力市場が協力市場情報の提供を中止しようとする場合には、あらかじめ別紙様式2号により情報管理団体に届け出るものとします。

第13条（その他）

情報管理団体は、この管理運用規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるこ

とが出来ることとします。

附則

- 1 この規程は、平成24年6月6日より施行します。